

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例

山梨県では、太陽光発電施設の適正導入ガイドラインを策定し事業者への指導を行ってきたが、より実効性のある事業者指導を行うため、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定した。条例の特徴は、県土の約8割を森林が占めることから、地球温暖化の防止、山地災害の防止、生物の多様性の保全などの多面的機能に鑑み、森林地域での設置を原則禁止としたことである。

1 条例制定の背景

平成24年7月に固定価格買取制度（FIT制度）が創設されて以降、日照時間に恵まれた本県では、太陽光発電施設の導入が急速に進み、それに伴い、災害、環境及び景観等に関する様々な問題が顕在化してきました。

こうした中、本県では平成27年に太陽光発電施設の適正導入ガイドラインを策定し事業者への指導を行ってきました。

しかしながら、ガイドラインによる事業者指導には限界があることや、全国的に施設の事故事例が増加傾向であり、地域住民の不安や懸念が増しているため、1万件以上の稼働済みの太陽光発電施設も含め、適切な維持管理を徹底させる必要がありました。

2 条例制定までの経緯

昨年8月、より実効性のある事業者指導を行うため、有識者や事業関係者で構成する検討会議を設置し議論を重ねる中で、委員の多くから条例化を強く求める意見が出されました。

また、11月には「太陽光発電設備の適正化に関する山梨県議会議員連盟」から、施設の適正な導入と維持管理を行わせるための条例制定を求める提言を頂きました。

こうしたことを踏まえ、

令和3年3月に条例素案を取りまとめ、パブリックコメントを実施（同年4月）したところ、県民の皆様から約200件の御意見が寄せられ、県民の太陽光発電施設に対する関心の高さを改めて実感しました。パブリック

コメントによる県民意見をできる限り反映した上で、令和3年6月の山梨県議会定例会に条例案を上程し可決されました。

3 条例の目的・特徴について

本条例は、10kW以上の太陽光発電施設（建築物に設置されたものを除く）を対象としており、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至る太陽光発電事業の全般について地域環境を保全し、又は災害の発生を防止する方法により適切に実施するために必要な事項を定めています。

太陽光発電事業は、地域に根ざし、県民の安全で安心な生活と豊かな自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境との調和を図りながら安定的に運営されるものでなければならぬという考えのもと、地域と共生する太

山梨県環境・エネルギー部
環境・エネルギー政策課

課長補佐
主事

小泉
雨宮

友則
日菜

図 山梨県森林位置図



陽光発電事業の普及を図り、太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図ることを目的としています。

本条例の特徴としては、県土の約8割を森林が占める本県において、地球温暖化の防止、山地災害の防止、生物の多様性の保全などの多面的機能に鑑み、森林地域での設置を原則禁止としたこと、また、太陽光発電施設の適正な維持管理のため、稼働中の施設に対しても、設置届の提出や維持管理計画の作成等を義務付けたことです。

さらに、指導や勧告にも従わない場合は、措置命令、事業者名の公表を行うとともに、国に通報してFIT認定の取消しを求めるところを規定しています。

4 条例の概要

- (1) 太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する基本理念
 - (2) 事業者の責務
 - (3) 市町村及び関係機関との協力
 - (4) 設置規制区域の設定
- ・ 森林の伐採を伴う区域
- ・ 森林法に規定する地域森林計画対象

民有林（5条森林）及び国有林

②土砂災害等が発生している、又は発生するおそれが高い区域

・山梨県砂防指定地管理条例に規定する砂防指定地

・地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域

・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域

③土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域

・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

(5) 環境及び景観に及ぼす影響の評価等

(6) 地域住民等への説明

(7) 事業者による施設の維持管理の徹底

・維持管理計画の作成・公表、定期点検の実施を義務化

○事業者の責務

事業者には、関係法令の規定を遵守すること、太陽光発電事業の実施に当たり、自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境を保全し、又は災害の発生を防止するために必要な措置を講ずること、地域住民に十分な情報

提供及び説明を行い、太陽光発電事業の実施について理解を求め、地域住民と良好な関係を築くよう努めることを定めています。

○設置規制区域内における施設の設置

本条例では、設置規制区域を定め、森林伐採を伴う区域、土砂災害が発生している又は発生する恐れが高い区域、土砂災害等により施設が損壊する恐れが高い区域には、原則太陽光発電施設の新規設置を禁止することとしました。

ただし、防災上の安全性の確保や環境・景観への配慮などに万全な対策が講じられた施設に限り、許可できるものとし、許可の可否判断に当たり市町村長の意見を尊重する仕組みとしています。

○設置規制区域外における施設の設置

設置規制区域外に施設を設置する場合は、知事へ設置届の提出が必要となります。

また、稼働中の施設についても、設置規制区域内外を問わず、全ての太陽光発電施設について設置届の提出が必要となります。

○環境及び景観に及ぼす影響の評価等

設置規制区域内に施設を設置する場合は、環境及び景観に及ぼす影響の評価等を義務付

けています。

環境及び景観に及ぼす影響の評価等とは、施設の設置が環境や景観に及ぼす影響について事業者が自ら調査や予測、評価を行い、評価に基づいた対策を行ってもらうことです。

事業を開始する前に、しっかりと調査・評価をしていたり、太陽光発電事業が安定的に運営され、地域環境との調和につながるものと考えています。

○地域住民等への説明

設置規制区域内に施設を設置する場合は、地域住民等に対して説明会の開催を義務付けています。

説明会においては、事業計画の内容、環境及び景観に及ぼす影響の評価等について説明を行い、地域住民等の理解が得られるよう努めなければなりません。

また、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずることも求めています。

○維持管理

事業者には適正な維持管理を徹底してもらうため、基準に則った維持管理計画の作成と公表を義務付けています。対象とする施設は稼働中を含む全施設であり、作成した維持管理計画に則って施設の点検等を行うことを課し

ています。

維持管理については、土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないように常時安全かつ良好な状態が維持されていること、土砂災害等が発生するおそれがある場合の対策、土砂災害等が発生し、施設が損壊した場合の施設の復旧、周辺地域で環境の保全上の支障が生じた場合の除去について必要な措置を講じること含まれています。

○実効性の確保

条例の実効性を確保するため、指導や助言、施設への立入検査、勧告ができるとし、勧告を受けた者が正当な理由もなく従わなければ、措置命令もできるとしました。また、措置命令を行ったときは、その事業者の氏名などを公表できるとし、公表したときは、国にFIT認定の取消しを求めることとしています。

さらに、設置規制区域内に無許可で施設を設置した者、設置規制区域外に無届で施設を設置した者などに対して、5万円以下の過料に処すことを規定しています。

○施行期日

施行日は、新規設置については令和3年10月1日から、既存施設については令和4年1

月1日から施行としています。

既存施設については6か月の猶予期間を設け、その間に設置届等を提出する必要があります。

5 条例制定後について

条例の趣旨や内容を事業者に広く周知し、理解していただくことにより、県内各地において、地域と共生した太陽光発電施設が広がっていく。そうした理想的な姿を実現していくため、市町村や関係機関と連携して取組を進めていきます。

●第65号(2021年5月発売) 定価 1,265円(税込)

・特集 行政手続は適法・適正に執行されていますか？

自治体における行政手続の課題と対応
自治体にとっての行政手続法の意義とポイント
自治体における行政手続の運用とその留意点
行政敗訴判決に学ぶ行政手続
行政手続研修の効果的な進め方～行政手続法を意識した自治体実務に向けて～
行政ドックから見える自治体における行政手続の課題
豊田市における行政リーガルチェックの取組

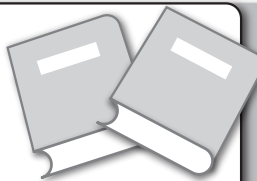
・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例
鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例

・トピックス

「自治体DX推進計画」の策定について
「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の解説
「地域における多文化共生推進プラン」の改訂について

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい | フリーコール(通話料無料) | TEL: 0120-953-431 | Web | URL: <https://gyosei.jp>
受付時間: 月～金 9時から17時 | FAX: 0120-953-495 | 案内



Back Number